

外部委託契約・下請契約・その他の工事
およびサービスの委託契約に関する新規定が
2020年1月1日より導入

Japanese Business Network



2019年12月25日に施行された法律第157/19 (2019年12月24日の官報301に掲載) では、外部委託契約・下請契約・その他の工事およびサービスの委託契約に関する重要な新規定が導入されました。脱税防止を目的としたこの規定では、労働者の個人所得税、社会保険料を正しく納付させるため、顧客、元請・下請業者の両方に対し、義務を課しています。

	顧客	元請・下請企業
対象となる 契約、要件	<ol style="list-style-type: none">1) 外部委託契約2) 下請契約3) コンソーシアムへの委託4) 以下、2要件の状況が伴う契約<ol style="list-style-type: none">a) 顧客企業の事業所内へ出向いての労働b) 顧客企業が所有する資本財を使用してのサービス提供 <p>上記の契約において、以下の2要件を満たしている場合</p> <ul style="list-style-type: none">・ 顧客がイタリアの税務居住者（納税者）である・ 年間総額20万ユーロを超える1つ以上の工事 / サービス委託契約がある	
義務	元請・下請企業に対し、以下書類の 提出を要求	以下の書類を顧客へ提出
提出義務書類	<ul style="list-style-type: none">・ 源泉徴収納付証明書 (F24フォーム)・ 以下の点が記載された労働者リスト (月次)<ul style="list-style-type: none">- 氏名- 税務番号- 労働時間、行った労働内容- 給与金額	



	- 源泉徴収税額	
期限	規定なし	納付期限後、5日以内
コンプライア ンス 違反となる条 件	①納付証明書および提出義務書類が提出されない場合 ②源泉徴収税が未納付 ③源泉徴収税の納付額不足の場合	

	顧客	元請・下請企業
コンプライア ンス 違反の場合の 措置	1. 元請/下請企業への対価支払い停止。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約事業費用総額の20%に対する支払い停止、または ・ 元請/下請企業による未納源泉徴収税相当額を限度として支払い停止 上記の措置を行っていない場合、顧客は元請/下請企業に課される罰金（納付遅延に係る罰金等）と同等額の費用を支払わなければならない。 2. 納付期限後5日が経過しても書類の提出がない場合、90日以内にイタリア歳入庁へ報告。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 源泉徴収税を正しく納付するまで、実施作業に対する対価支払要求を目的とした、顧客に対する執行措置を開始できない。



義務対象外者	<p>1. 企業活動を開始してから少なくとも3年が経過し、かつ申告義務を遵守していること。また、過去3年間に行った確定申告において、納税額が収入の10%を下回らない場合。</p> <p>2. 5万ユーロを超える額の所得税徴収者であり、IRAP（地方法人税）、源泉徴収および社会保障に関して、税務査定通知が発行されていない場合。</p>
対象外となるための必要書類	<p>上記の要件を満たしていることを証明する書類（4ヶ月間有効）をイタリア歳入庁（Agenzia delle Entrate）より発行してもらい、源泉徴収税支払い期限の前月末までに顧客に提出。</p> <p>契約が4ヶ月以上継続する場合は、証明書類の更新が必要である。</p>

PwCイタリア TLSより発行されたNewsLetterは[こちら](#)よりご覧ください。（イタリア語・英語）

ニュースレターに関する質問、お問い合わせはお気軽にPwCイタリアジャパンデスク長谷川（ai.i.hasegawa@pwc.com）までご連絡ください。

（注）日本語訳文のご利用にあたって

日本語訳文は英語版をもとにした翻訳であり、参考資料として提供するものです。翻訳には正確を期しておりますが、英語版と解釈の相違がある場合は、英語版に依拠くださいますようお願い申し上げます。本資料は一般的な案内を目的としたものであり、専門家による助言に代替するものではありません。



□-■-□

PwC イタリアならびにPwCジャパンのJapanese Business Networkは、オンライン上でさまざまな情報を配信しています。ご興味がございましたら、下記のリンクよりぜひご訪問ください。

PwCイタリア

メールマガジン、セミナー情報（日本語・英語・イタリア語）をご希望の際は[リンク](#)よりご登録ください。

[PwC TLS Linked In ページ（英語・イタリア語）](#)

PwCイタリアからのニュースレター（英語・イタリア語・日本語）配信停止を希望の方は、[リンク](#)よりお手続きをお願いいたします。

PwC ジャパン

[PwCイタリアジャパンデスク紹介、セミナー、ニュースレター最新情報](#)

[ジャパンデスク 各国・地域最新ニュース](#)

[Automotive Insites 自動車産業業界を取り巻く課題や未来についてのインサイト](#)

[Cyber Security 2019年は地政学的サイバー活動が激化、CEOはレリジエンスが試される](#)

[PwC2019年AI予測 AIを活用するための6つの優先課題](#)

[Strategy& 2018年～2019年の各業界の動向](#)

PwCあらた有限責任監査法人は、ご登録いただきましたお客様に対して、月次のメールマガジンを配信しています。メールマガジンご希望の方は[こちらのフォーム](#)から「監査およびアシュアランス」の「会計・監査ニュースレター（月刊）」ご選択ください。

「個人情報の取扱いについて」で明記させて頂いておりますが、オンラインフォームにご記入頂いた情報に基づき、今後皆様に有益と思われる情報（ニュースやセミナーのご案内等）を、私共あるいはPwCグループからお知らせする場合があります。

各ニュースレター/メールマガジンの配信停止、登録変更の方法につきましては、各送付されたメールに記載されておりますのでそちらよりお手続きの程、よろしくお願ひいたします。

□-■-□

在イタリア日本商工会議所様ウェブサイト

[会員向けサービス（会員のみ）](#) のビジネス関連情報、税制・法律関連情報のコーナーにも掲載しております。

